

第130回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日	平成28年1月7日(木)			
招集場所	米子市役所 401会議室			
開 会	午後1時30分			
出席委員	1番 佐々木 知俊委員	2番 田口 正廣委員	3番 高橋 敦美委員	4番 田邊 雄一委員
	5番 遠藤 泰三委員	6番 安田 浩史委員	7番 生田 英夫委員	8番 大縄 敬次委員
	9番 仲本 悟委員	10番 伊塚 定弘委員	11番 泉 新一委員	12番 大東 清彦委員
	13番 林原 成子委員	15番 中本 公平委員	16番 足立 寛隆委員	17番 松林 貢委員(部会長)
欠 席	14番 森田 正敏委員			
事 務 局	高西会長	田村事務局長	宅和係長	山本主任 長谷川主任
日 程	1 農地法各条申請地現地調査			
	2 部会長あいさつ			
	3 議事録署名委員の指名			
	4 議事			
	(1) 農地法各条申請審議等			
	ア 第43号 農業委員会のあっせんに基づく農地の交換申し立てについて			
	イ 第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について			
	ウ 第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について			
	エ 第46号 米子市農用地利用集積計画の決定について			
	オ 第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について			
	5 報告事項			

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時46分

議長（松林委員）

改めましておめでとうございます。はじめに会長より念頭のご挨拶をお願いします。

高西会長

皆さん明けましておめでとうございます。昨年中はご協力いただきましてありがとうございます。今年は農業委員会法の改正があって、4月から発効されると。それからTPPの大筋合意しておりますが、これから今年ですね、各国が批准するかどうかというのが、これもまた大きな問題であるのですが、一番日本では7月の参議院選挙の結果で若干変わってくるのかなと思うのですが、もう1つはいつも話されることですが、遊休農地の問題が大きなことだと思います。いつも話しますように米子市の基幹産業は農業でございますが、また今年1年ですね、皆様のご協力をいただいて、米子市の農業の活性化になるように農家の皆様のお世話をいただきますようお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

これは私事でございますが、今年の年賀状を多数の方からいただきましたが、去年弟が亡くなったものですから、今年は年賀状を出すことを遠慮させていただきましたので、改めて年賀状をいただいた方にはお礼を言いたいと思います。ありがとうございました。

議長（松林委員）

そうしましたら現地調査に引き続きまして、第130回農地部会を開催させていただきます。最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号12番の大東清彦委員と、議席番号13番の林原成子委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席は、森田委員さんが葬儀のため欠席ですので報告させていただきます。

それでは審議に入ります。初めに3ページの議案第43号をお願いいたします。農業委員会のあっせんに基づく農地の交換申立てについて、下記交換あっせん申立書について、農業委員会等に関する法律第6条第2項第2号の規定による交換あっせんをしたいので、審議を求めます。

4ページ、番号2の奥谷について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本委員）

失礼します。番号2のあっせん交換申し立てについて説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、お互いの農地を交換することによって、耕作するにあたり、便利がよくなることから、農地交換のあっせんで申し立てられたものです。交換相手の1人が、農地法第3条の下限面積要件を満たしておりますので、農地交換のあっせんをするのに問題はないと思われまます。以上、ご審議よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局説明からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

異議がないようですので、採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員了解ということで交換あっせんすることと決定いたします。

続きまして、5ページの議案第44号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

6ページ、番号33の葭津について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号33の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人の所有する農地の隣にある申請地を、売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は120aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんに現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がありましたらお願いします。

6番（安田委員）

地元の委員さんが農政部会のほうですので、私のほうから代わって説明しますが、現在、議案の農地は耕作されておられませんけども、その奥が現在、譲受人が耕作中の畑です。これはどう取得するかによって道路に面した畑になりますので、利便性も良くなるということでございます。地元委員からも特に問題ないのでよろしくお願いたしますということですのでよろしくお願いたします。

議長（松林委員）

ただいま地元委員さんから色々ご説明いただきましたけど、これにご異議ないでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議がないようでございますので、挙手をお願いします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号34の淀江町福岡について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号34の淀江町福岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が高齢のため、子になる譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は73aとなります。地元の委員さんに現地確認等していただき、問題はありませんでしたと連絡をいただいております。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松林委員）

そうしますと地元委員さんよりご説明いただきたいと思っております。

事務局（山本主任）

森田委員さんですので、ご連絡いただいております。

議長（松林委員）

そうですか。そういうことですので、採決したいと思いますので異議のない方は挙手をお願いします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

議長（松林委員）

続きまして、番号35の新山について、審議いたします。事務局からご説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号35の新山について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、以前から耕作している親戚になる譲渡人の農地を、贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は120aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

そうしましたら地元委員ということで、私が説明します。現地確認しましたらきちんと管理して耕作してありました。親戚同士の譲受ということでございまして、別に問題ありませんでしたのでよろしくをお願いします。何か質問ありますか。

議長（松林委員）

ないようでございますので、採決をしたいと思いますので挙手をお願いします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。続きまして、番号36の彦名町について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号36の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、借りて耕作している農地を、売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は237aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員のご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

2番（田口委員）

譲受人は新規就農者として彦名干拓地を中心にねぎ耕作をしておられましたが、この度相手方の要望もあり農地545㎡を取得しようとするものです。許可要件については特に問題ないと思われしますのでよろしくお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

高西会長

これは10aあたり、まあ〇〇万円近い価格だけど、しかも新規就農者の方が取得されるということだが、場所はどんなところですか。

2番（田口委員）

彦名1区から、中の道側、内浜沿いに入ったところでしてね、周囲は家が沢山あります。

高西会長

ということは、これ農振はどうなっていますか。

事務局（山本主任）

白地です。

高西会長

分かった。ちょっと新規就農者の方で1反〇〇万ちかい金額っていうのはちょっと考えられないもので、それからちょっと聞いてみたわけですけども。はい。分かりました。

議長（松林委員）

他にございませんでしょうか。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、7ページ、番号37と38の奥谷について、関連しますので一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号37と番号38の奥谷について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、農地交換の案件です。お互いの農地を交換することによって、耕作がやりやすくなることから、農地を交換しようとするものです。取得後の経営面積は、番号37が114a、番号38が37aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（松林委員）

地元でございますので、地元委員としてご報告させていただきます。これは4ページの交換あっせんということで審議いただいた件でございますので、ご承知いただいておりますが、お互いの利便性というのを考えてこういうふうにされたことで、特に問題ありませんのでよろしく願いします。

高西会長

あのちょっと聞いてみますけども、500㎡ほど差がある。これはどんな具合で。

議長（松林委員）

これはお互いに三反くぼの中に3つに分けてあって、筋を引っぱって、そんなことをして、面積うんぬんではなく、お互いの利便性というのが優先ということで、差があるけど、別にそういうことは異議なしということで、納得の上です。

高西会長

そんなら面積の差はあるけども、納得の上での交換で、差額は金銭でということはないということですね。

議長（松林委員）

はい。

高西会長

分かりました。

議長（松林委員）

今、報告しましたが、これにつきまして何かご異議、ご質問等がございませんでしょうか。ないようですので採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

議長（松林委員）

続きまして、番号39と40の陰田町と淀江町西原について、関連しますので一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局（山本主任）

失礼します。番号39陰田町と番号40淀江町西原、淀江町小波について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

番号39は、知人である譲渡人の農地を規模拡大のため売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は28aとなります。

番号40は、譲受人の配偶者の実家の農地を使用貸借により借りようとするものです。取得後の経営面積は、番号39と足して51aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松林委員）

そうしましたら地元委員さんには現地調査をお願いしておりますので、先ず陰田町から地元委員さんをお願いします。

1番（佐々木委員）

本議案は数年前から農地がある町内の人に管理してもらっていた田を、この度農地を探していた知人である譲受人との間でマッチングが成立したものであります。譲受人は40番の淀江の畑を借り、耕作をすることと思っておりますので、問題はないと思われまますのでよろしくお願いたします。

議長（松林委員）

続きまして、西原について地元委員さんよろしくお願いたします。

13番（林原委員）

はい。譲受人は実家の農地を2,299㎡、使用貸借によってあげようとするものでして、この人は〇〇さん、譲渡人の妹婿さんでして、農機具は全部〇〇さんのほうから借りて耕作すると言われておられました。何もないと思えますのでよろしくお願いたします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局説明とそれぞれの地元委員さんからご説明いただきましたが、ご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

これは淀江土地改良区の受益区域ですので、〇〇くんの奥さんの郷の人か。

13番（林原委員）

〇〇さんの妹夫婦です、結局。

高西会長

妹さんが上後藤に行かれていますので、そのご主人がやられるということですか。

13番（林原委員）

はい。夫婦だね。

高西会長

前に若い時に山陰食鶏に出ていたあの人だな。なんでわたしがそんなこと言うかということ、ここ排水が悪くてU字溝を、横に設けて欲しいっていうことがあって、設けてあげて今まで自分で果樹を植えたりして、通常の作物を耕作するような状態じゃないものですから、それからちょっと聞いておかないといけんなと思って、それからでした。

議長（松林委員）

他になにかご質問ありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

他にないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

議長（松林委員）

続きまして、8ページ、議案第45号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

9ページ、番号59の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明いただきたいと思います。

13番（林原委員）

59番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。現地調査で見てもらいましたように申請地は淀江町佐陀の畑で、面積は610㎡です。申請者は、家賃収入を見込んで、申請地に共同住宅の建設を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路の沿道の区域で500m以内に2つ以上の病院がある農地であり、第3種農地に該当すると思われる。また、淀江町は非線引き都市計画区域であり、本件については開発許可が不要であることを確認しています。転用については問題ない

と思われまので、ご審議、よろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただいま番号59について説明がありました、これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございませので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

議長（松林委員）

続きまして、番号60の尾高について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

15番（中本委員）

60番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。現地調査ではいちばん最後に行きましたところございまして、申請地は尾高の畑で面積は7,593㎡でかなり大きい面積でございませ。事務局が現地調査でもお話したようなことございませ。申請者は淀江町に本拠を置いている会社で、現在、二本木に賃貸で資材置場を確保しているそうですが、4000㎡ほど現在持っておるそうです。その敷地では手狭になってきたということでありませし、これがまた賃貸でございませので、更新、更新があるわけです。そうすると更新の時にですね、地権者から値上げの申し出が出ているということなどから、そういったことを色々勘案しますと将来的に安定して会社を運営していくには、自分ところの自己所有地に資材置場を整備しようという考え方で今回申請したということ。申請地は、北側にフェンスがありましたように、北側に土建屋が位置してございませし、南側に山陰道、左側には道路挟んで土建屋がありませし、西側に山林という格好で四方に囲まれているような農地でございませ。ということで農地区分としては第2種農地に該当すると見込まれませし、またそのまま土地は利用するため、周辺の営農環境に問題が生じるということは考えにくいんじゃないかなということございませ。地元実行組合の排水同意も得てございませし、土地の利用計画につきましては先ほど現地調査の4番目の最後につけてございませし、ああいった格好で計画をしているようございませ。その他の法令としては、尾高は都市計画区域外であり、また、資材置場にするだけですので、開発許可は不要であることを確認してございませので、そういう面も併せてご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（松林委員）

今の地元委員さんと事務局からの補足説明もいただきましたけど、番号60について何かご意見等ありませんでしょうか。

高西会長

ちょっと聞いてみるけど、これは資金計画はどうすると出ていますか。

事務局（長谷川主任）

売買自体は自己資金を使われるということで、結局資材置場にするだけなのにお金もかけられないので土地はあのまま使うと。現状で、もう道路と同じ高さになっておりましたので、特に造成等は現段階では考えてはいないということでした。

高西会長

分かった。ちょっと皆さんにも話しておきますけども、5,000㎡以上の場合は、県の農業会議の常任委員さんに現地調査をしてもらって、審議するようになっていきます。それで事務局に、これは、まああの米子の事務局ではなく県の事務局に現地調査を14日にさせていただく予定ですけども、現地調査する人は西部の限られた会長さんなものですから、写真をきちんと撮って、そうして現地に調査に立ち会われない委員さんがよく分かるような準備をしてほしいということを農業会議の事務局にはお願いしております。今までもそういうことがあってですね、度々、その辺の準備が悪いということを指摘、米子市の農業委員会が受けたわけじゃないですけども、よその農業委員会がですね、あるいは県の農業会議がですね、事務局にそういう指摘が何回もあったものですから、それを言うておりますが、皆さんも5,000㎡以上の場合は、県の農業会議の常任委員さんに現地調査をしていただいて、そうして審議していただくということですので、その辺をよくご理解いただきますようお願いいたします。

議長（松林委員）

今の番号60につきましては、農業会議の現地調査もあるということで、書類的な不備がないようにということも併せまして、お伺いしました。これについてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。ないようですので、今までの意見を参考にいきたいと思っておりますので採決をしたいと思っております。異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は先ほどある旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号61の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（田口委員）

61番の議案について説明します。先ほど現地調査で2番目に見ていただきました。申請地は彦名町の畑で、面積が988㎡です。申請

者は申請地の隣接地で運送会社を営んでいますが、大型トラックの置場に困っていたこともありまして、申請地に車輛置場の整備を計画したものでございます。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もとっております。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われま。また、トラックを置くだけなので、開発許可は不要であり、転用について問題はないと思われましますのでよろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただいま地元委員さんよりご説明いただきましたけれども、現地も確認していただきましたけれども、この土地につきましてご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

そういたしますとないようでございますので採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手でお願ひいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号62の河崎について、地元委員さんよりご説明いただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

8番（大縄委員）

62番の議案について説明します。申請地は議案のとおりで、河崎の畑で面積は227㎡です。申請者は、家族3人で市内のアパートで生活していますが、手狭になってきたこともあり、申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、JR河崎口駅から100mほどにある農地で、小学校のグラウンドの東側で、第3種農地に該当すると思われま。市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認してひます。転用については特に問題はないと思われましますのでよろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただいま番号62についてご説明がありましたが、これにつきまして何かご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

ないようですので採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願ひいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ番号63の河崎について、地元委員さんから説明をお願ひいたします。

8 番（大縄委員）

63番の議案について説明します。申請地は議案のとおりで、河崎の畑で、今のところの北側です。申請者は、夫婦で東京で生活していますが、定年退職を向かえ、今後の生活を考える中で地元に戻って暮らしたいと考えるようになり、申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、先ほどの案件と同じように、第3種農地に該当すると思われます。転用については特に問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

4 番（田辺委員）

これちょっと聞いてみるけど、親戚かなんかですか。値段が隣のほうで10分の1になっていて極端に違うもので。

事務局（長谷川主任）

失礼します。別紙の転用理由のほうでございます。63番の土地売買価格でございますが、括弧の中に10a当たりの数字が載っておりますけども、私のミスで桁が1つ足りておりませんでした。

4 番（田辺委員）

それでか。びっくりしたがん、値段が違うけん。桁が1つ違うだ。〇〇万ということか。

事務局（長谷川主任）

はい。62番の案件と売買価格とほぼ同じですので、同じような価格でございます。

議長（松林委員）

ミスプリントだったということですので、ご理解いただきたいと思います。そうしましたらこの件につきまして他にご意見等ございませんでしょうか。ないようでございますので、採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

議長（松林委員）

続きまして、番号64の彦名町について、地元委員さんよりご説明いただきたいと思います。

2 番（田口委員）

64番の議案について説明します。申請地は議案のとおりで、彦名町の畑で面積は25㎡です。申請者は、自宅への出入りのために幅が2mほどの進入路を車で通っていましたが、片側には隣の家壁があり、雪が降ったときや、雨で道がぬかるんだときに危ない思いをして

いたこともあり、このたび、道幅を60cm程度広げようと考え、申請に至ったものです。土地改良区の同意もあります。申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路の沿道の区域で500m以内に2つ以上の学校がある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。

また、道幅を広げるだけであるため、開発許可は不要であり、転用について問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただいま番号64について地元委員さんより色々ご説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号65の彦名町について、地元委員さんよりご説明いただきたいと思います。

2番（田口委員）

65番の議案について説明します。申請地は議案のとおりで、彦名町の畑で面積は288㎡です。申請者は、家族3人で市内のアパートで生活していますが、手狭になってきたこともあり、申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、富益団地の端っこの区画であり、相当数の区画が形成されている区域内の農地であることから、第2種農地に該当すると思われます。市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認しています。転用について問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただいま番号65について地元委員さんより色々ご説明がありました。これについてご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、11ページ、議案第46号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は利用権設定が37件、所有権移転が3件ございます。

それでは、利用権設定各筆明細について、13ページ番号1-1と1-2を一括して審議いたします。審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

(大縄委員退席)

そういたしますと、13ページ、番号1-1、1-2について事務局説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。

13ページ番号1-1から番号1-2は再設定でございます。設定後の経営面積は、308aとなります。

以上、番号1-1から番号1-2は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局のほうからご説明いただきましたけども、これにつきましてご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。番号1-1、1-2の審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

(大縄委員着席)

続きまして、番号1-3から16ページ番号1-20までを一括して審議いたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

13ページ番号1-3は、借受人の希望による貸付で、設定後の経営面積は、5601aとなります。

番号1-4は、高齢化により貸付人から希望したもので、設定後の経営面積は、139aとなります。

番号1-5は再設定でございます。

14ページ番号1-6は、借受人の希望による貸付で、設定後の経営面積は、38aとなります。

番号1-7は貸付人、高齢化によりから希望したもので、設定後の経営面積は、10aとなります。営農計画書が提出されていますため、10a以上で借受が可能でございます。

番号1-8は番号1-10は、再設定でございます。

番号1-11と15ページ番号1-12は、高齢のため貸付人から希望したもので、設定後の経営面積は、1283aとなります。

番号1-13から番号1-14は、再設定でございます。

番号1-15は、高齢のため貸付人から希望したもので、設定後の経営面積は、95aとなります。

番号1-16は、再設定でございます。

番号1-17は、労力不足のため貸付人から希望したもので、設定後の経営面積は、241aとなります。

番号1-18は、高齢のため貸付人から希望したもので、設定後の経営面積は、52aとなります。

番号1-19は、農地法3条での貸し借り期間満了の為、利用権設定で借り直すものであり、設定後の経営面積は、110aとなります。

番号1-20は、再設定でございます。

以上、番号1-3から番号1-20までは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、番号20まで事務局からご説明いただきましたけど、この件につきましてご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

高西会長

ちょっと宅和くん、〇〇さんは今どれくらい耕作しておられる。面積は。

事務局（宅和係長）

すいません。再設定ですので後で。

高西会長

それから1番最後、〇〇さん。これも再設定だけちょっと分からんか。

事務局（宅和係長）

597aです。すいません、〇〇さんの分は今ちょっと調べて報告しますので。

高西会長

いやあ、余裕があればお願いしようかと思って。それからでした。ただ中途半端だったら従業員さんを雇ってもらわないといけないだろ

うし。〇〇さんは従業員さんは使っておられないですよ。

事務局（田村事務局長）

中間管理事業の借り手のほうに手上げをしておられますけど、従業員は。

15番（中本委員）

従業員はおられないですわ。1人というか下郷に近い自分がオペでやっておられて、それですっと受けておられます。

高西会長

そんなら委託作業が多くて。もう少し下がってきてもらえれば、良い田んぼを世話してあげないといけないと思ってただけど、なかなかで。

事務局（宅和係長）

すいません、利用配分計画のほうで〇〇さんの案件がありましてそこで調べておりました。914aです。利用配分計画を併せましたら。

高西会長

910ね。

事務局（宅和係長）

914です。

高西会長

914ね。はい、ありがとう。

議長（松林委員）

ないようでございますので採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、18ページ、利用権設定各筆明細（旧農地保有合理化事業により機構が転貸を行う場合）について、番号1-1を審議いたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

18ページ、番号1-1についてご説明いたします。先ず、担い手育成機構が今回貸し付けようとする農地ですが、これは、担い手育成機構が旧農地保有合理化事業で、中間管理事業が始まる以前の事業ですが、平成28年9月末及び平成30年7月末まで、既に地権者から

借りて管理をしている農地を、合理化事業で借りている期間いっぱい満了までの間、借り受け機構者に貸し付けようとするものでございます。貸付期間につきましては8ヶ月とか2年6ヶ月というふうに短期間のものもございませぬ。これは期間が満了しましたら、次は農地中間管理事業を利用した貸し借りに切り替える予定であると聞いております。設定後の経営面積は、110aとなります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からの色々ご説明いただきましたけど、これにつきまして何かご意見等がございませぬでしょうか。

高西会長

ちょっと聞いてみるけどね、これは新規就農者の方。なんでわたしがそんなこと聞くかっていうとね、錦町ですので、錦町2丁目っていうのがどの辺かよく分からんけどな。

16番（足立委員）

ふれあいの里の入り口。

高西会長

ああ、あんなところか。それはいいけども錦町に住んでるってことはアパートか何かに住んでおられるのですかね。いや、わたしがなんでそんなことを聞くかっていうとな、まあみんなも一緒だと思うけどな、百姓していたら納屋がなければできないですわな。米子の街中におられて大丈夫かなってつい思ったので。必要なら、あるいは本人さんがどんな具合に考えておられるか知りませんが、本人さんともまだ出会っていないのでよく分からんけども、農地を借りておられるなら農業がしやすい地域に大方住みたいのではないかなと思うのです。その辺は。

11番（泉委員）

この人はね、よそから来られていて、本当はこの夜見の地区で借家とかそういうのを借りたいんだけど、なかなかそういうのがないです。それで旗ヶ崎とかね、街のほうまで行くと住居がなんぼでもあって、だけんそういう人は沢山おられますよ。

高西会長

いや、ですので。事務局にお願いしておくけど、ただ読むだけではなく、そういうことを就農される、特に新規就農される方は何に困っておられるのか、何かお手伝いすることがないか、そういうことも聞いて、そうして色々なことを便宜図ってあげるってことは大事なこと

だと思ひます、わたしは。それは他の委員も一緒ですが。そういうことを真剣に考へてあげないといけなひと思ひます。誰が考へてもですが、農業をして、米子の公会堂の近辺に住んでおられて百姓ができるわけない。もうちょっと、みんながそういうことを真剣に考へて、色々お世話願つたらなと思つておりますんで、事務局その辺もな、よう考へて。

議長（松林委員）

そうしましたら今の会長が言われたことは今後の課題として事務局も願ひします。そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、20ページ、利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号1-1から22ページ、番号1-16までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

20ページ番号1-1から1-6は、賃貸借により10年間、中間管理権を取得するものでございます。

21ページ番号1-7は、賃貸借により3年間、中間管理権を取得するものでございます。

番号1-8は、賃貸借により1年間、中間管理権を取得するものでございます。

番号1-9から1-12は、賃貸借により10年間、中間管理権を取得するものでございます。

番号1-13から22ページ番号1-16までは、使用貸借により10年間、中間管理権を取得するものでございます。なお、今月の中間管理権を取得しようとする農地のうち、番号1-15につきましては中間管理機構が行います研修用のほ場として利用されますため、機構が直接利用する予定です。その他の農地につきましては、全て借受予定者がおられます。

以上、番号1-1から番号1-16まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく願ひします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、これにつきましてご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

16番（足立委員）

7番、8番は3年とか1年ということですが、これは何か事情があるのでしょうか。

事務局（宅和係長）

地権者さんの希望でございます。基本的には。

16番（足立委員）

それでも中間管理機構を受けるわけですか。

事務局（宅和係長）

受けます。補足させてください。1－8については借受予定者がおられますが、その方が1年後には機構を介して、この農地を買うという予定にしておりますので、1年間貸し付けたいということになっております。以上です。

高西会長

そういう具合で〇〇円高くなっているのですね、借地料が。

事務局（宅和係長）

ここは彦名新田でございますので、水代も込みではないかなというふうに思っています。

高西会長

干拓地か。

事務局（宅和係長）

はい。

議長（松林委員）

そうしましたら事務局と説明等もございましたけど、他にご質問ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

質問がないようでございますので、採決をしたいと思っております。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、25ページ、所有権移転各筆明細について、番号1－1を審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。25ページ番号1-1は、担い手育成機構が彦名干拓地で新たに畑地造成された農地を別の耕作者に所有権移転するため、鳥取県から譲り受けるものでございます。価格の違いは、面積及び土質の違いによるものと聞いております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

今、事務局からのご説明いただきましたけども、この件につきましてご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

これはまだ売り先が決まっていますか？

事務局（宅和係長）

売り先は予定者がおられます。

高西会長

おられるのですか。

事務局（宅和係長）

ここに利用目的として栗というふうに書いております。今、彦名新田で3筆ほど担い手育成機構から農地を買って栗を計画している方がおられまして、その方が買う予定になっております。来月の議案で出てくるのではないかと考えております。

高西会長

分かりました。栗でちょうど良かったですが、ぼろたんの特性というか、そういうものを資料集めておいて欲しいです。うちの集落の田んぼの人が借りておられるところに、ぼろたんでも植えて遊休農地解消させようかなと思っておるところで、あれだけね、柿や梨なんかと違って落ちたやつは拾えばいいのでね。少し資料をそろえておいて欲しい。悪いです、途中で。

議長（松林委員）

他の方は何かご質問ありませんでしょうか。

16番（足立委員）

ちょっと聞くけど、栗なんていうのはみんなが大丈夫かといって聞いていたけど、何か勉強して大丈夫だよってことになったわけですか。

事務局（宅和係長）

ええと、土質的にあまり良くなくてもできるというふうに調べておられるようですので、前回3筆ほど彦名干拓地でずっと売れ残ったところがありまして、土質あまり良くないんですけど、そこでもできるということでそこを先ず買われておられます。ですから調べてはいらっしゃると思います。

16番（足立委員）

それとね、栗っていうのは昔の人がよく言っているけど、蜂が来るだって。虻か蜂か。人がおるようなところをこんなもん植えられんっていうようなことを聞いたけども、その辺は勉強していたでしょうか。

事務局（田村事務局長）

よろしいですか。このぼろたんについては、さっき係長が言ったように、前に干拓地の境港側を3枚販売しています。その販売審査会の時にも、そういったぼろたんが作ることによっての影響も全部審査されたうえで買われたたということで、今回の2筆も同じようなことで、作られる方も実習とか実績を積みながらやっておられて間違いないということで、販売会議にかかって販売が決定したようです。

高西会長

皆さんもようご存知だと思いますけども、鳥取県では琴浦町が盛んで、農業委員会の会長はわしも懇意にさせてもらっていますが、非常に力を入れて、栗祭りなどをやったりなんかしたりして、ちょっと調べてみて、あそこに行って、ちょっと聞いたりしているところですが、それから資料をと言ってお願ひしたけれども。

議長（松林委員）

ないようでございますので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

次に、26ページの議案第47号をお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。27ページ番号1から29ページ番号10について、一括して審議させていただきます。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

番号1ですが、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は73aでございます。

番号2は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、914aでございます。

番号3は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、56aでございます。

番号4は、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は105aでございます。

番号5は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、125aでございます。

番号6は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、89aでございます。なお、借受期間が満了した後は、担い手機構を介して、この農地を売買により取得する予定と聞いております。

番号7は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は453aでございます。

番号8は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、96aでございます。

番号9は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、258aでございます。

番号10は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、5,601aでございます。

選定理由については以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、色々事務局からのご説明いただきましたが、ご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決をしたいと思っております。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、

適当である旨回答いたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。30ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号30と31の2件を受理しております。

続きまして、31ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号59から34ページ番号70までの12件を受理しております。

続きまして、35ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号65から36ページ番号73までの9件を受理しております。

続きまして、37ページ、(4)非農地現況証明について、番号27から38ページ番号33までの7件を証明しています。

続きまして、39ページ(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、43ページまでの5件を非農地である旨の回答をしております。

続きまして、44ページ、(6)農地転用現況確認書交付について、番号44から番号46までの3件を交付しています。

続きまして、会長に、県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長(松林委員)

そうしましたら審議は以上のおりでございますので、事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

事務局(宅和係長)

(事務連絡)

議長(松林委員)

それでは以上を持ちまして、第130回農地部会を終了させていただきます。ご苦労様でした。

閉 会 午後4時39分